

経費の一部を助成し、事業化までを総合的に支援します。

また、積極的に企業訪問を行い、相談に応じ、事業シーズ発掘を行います。

問合先 県商工総務課

☎055(223)1532

(財)やまなし産業支援機構

☎055(243)1888

### 中小企業金融相談窓口

中小企業の方に、県の融資制度の紹介や様々な金融に関する相談を受け付けています。

相談日 土曜、日曜、祝日を除く毎日

時間 午前9時～午後5時

場所 県庁本館2階 商業振興金融課

相談員

○専門相談員(水・金)、

○商業振興金融課職員(月、火)

問合先 中小企業金融相談窓口

☎055(223)1554

### 経営に関する相談

都留市商工会では経営に関するご相談についてお応えしています。

相談員

商工会職員のほか、より高度な専門性の高いご相談には、専門家(弁護士・中小企業診断士・税理士など)がお応えします。

内容

○融資・税務・経理・労務など。

○新規事業に関わる事業計画の策定、各種の開業手続きや開業資金借入などの支援に関する事。

※企業力向上や経営革新など1回の相談だけでは解決できない問題には、当事者である企業と専門家・商工会・商工会連合会が一体となり、複数回の指導と実践により企業力の向上を図る「チャレンジ1000」事業も行っていきます。

費用 無料(決算指導を除きます)

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

### 経営改善貸し付け

対象者

商工会の推薦を受けた小規模事業者

限度額 1,000万円

利率 1.9%(1月19日現在)

担保 無担保・無保証人

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

### 商業振興資金経済変動対策

#### 融資不況業種対策

対象者

698種の指定業種を営み、売上減少などの一定要件を満たす中小企業者

※指定業種については、商工会・金融機関・中小企業庁のホームページなどでご確認ください。

限度額 4,000万円

利率 1.5%

※保証協会保証の場合は、別途保証料が必要となります。

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

市内金融機関

### 緊急保証制度

保証協会の保証枠と指定業種を拡大

し、返済期間も10年と長期化されました。既存借入の借換も可能(借換できない借入もあります)なため、返済負担の軽減による資金繰りが安定化できます。

対象者

698種の指定業種を営み、売上減少などの一定要件を満たす中小企業者

※指定業種については、商工会・金融機関・中小企業庁のホームページなどでご確認ください。

限度額 無担保8,000万円

利率 普通担保2億円

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

市内金融機関

利率 金融機関の定める利率(別途保証料が必要となります)

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

市内金融機関

利率 金融機関の定める利率(別途保証料が必要となります)

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

### 国の事業ローン

国が出資する(株)日本政策金融公庫の融資制度です。

対象者 ほとんどの事業者が対象

限度額 4,800万円

利率 2.3%(1月19日現在)

※資金使途などで、より低利も可能です。

担保 保証人1名以上または担保

※保証人不要融資もあります。利率2.95%(1月19日現在)

問合先 都留市商工会 ☎(43)1570

市内金融機関

## 生活支援

### 離職者支援資金貸付制度

家計を支える方が失業(解雇など)によって生活が維持できなくなった世帯に、再就職までの一定期間生活資金をお貸しします。

対象

次の要件のすべてに該当する世帯

○失業などで生計維持が困難になった世帯であること。

※失業前において生計中心者が家計を支えていた実績が必要です。

また、多額の預貯金を保有していないことなどが要件となります。

○就労可能で求職活動を行っていること。

※健康な状態で新たに仕事に就くための努力をしていることが要件となります。

○就労により今後の生活の見通しが明らかなこと。

※生計中心者が就労してもその収入では生計が維持できない場合や多額の負債を抱えている場合は貸し付け対象とはなりません。

○離職の日から原則2年を超えていないこと。

○雇用保険の一般求職者給付を受給(待機中も含む)されていないこと。

貸付限度額 月額20万円

※単身世帯は月額10万円

貸付期間 12カ月以内

市内金融機関

